

地方独立行政法人名張市立病院棚卸資産管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人名張市立病院会計規程（以下「会計規程」という。）

第36条の規定により、地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」という。）の棚卸資産の管理及び評価方法に関して、必要な事項を定めるものとする。

(棚卸資産の定義)

第2条 会計規程第36条に規定する「棚卸資産」とは、次に掲げるものであつて材料費又は経費として処理されなかったもののうち貯蔵中のものをいう。

- (1) 医薬品 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条に規定する医薬品であつて投薬用薬品、注射用薬品（血液、プラズマを含む。）、検査用試薬、造影剤、外用薬等をいう。
- (2) 診療材料 診療の用に供する消耗品（前号に掲げるものを除く。）であつてカテーテル、縫合糸、酸素、ギプス粉、レントゲンフィルム、包帯、ガーゼ等をいう。
- (3) 貯蔵品 医療用消耗器具備品その他事務用品等の消耗品で在庫価額が10万円以上のものをいう。

(善管注意義務)

第3条 棚卸資産の管理を行う者及び使用する者は、善良な管理者の注意をもってこの管理を行い、又は使用しなければならない。

(棚卸資産管理責任者)

第4条 理事長は、棚卸資産の管理を行わせるために棚卸資産管理責任者を置くものとする。

2 棚卸資産管理責任者は、会計規程第6条に規定する経理責任者とする。

(棚卸資産の評価方法)

第5条 棚卸資産の評価方法は、原則として先入先出法によるものとし、先入先出法により難しい場合には、最終仕入原価法によるものとする。

(取得価額)

第6条 棚卸資産の取得価額は、購入によって取得したものについては購入に要した価額に取得に付随して要した費用を加えた価額とし、それ以外のものについては適正な見積価額とする。

(受払い)

第7条 棚卸資産の受払いに係る担当部署は、医薬品については医療技術部薬剤科、その他の棚卸資産については事務部総務課とする。

2 棚卸資産の払出数量は、実地棚卸により確定された残存数量を期首棚卸数量及び当期受入数量の合計から差し引く方法により把握するものとする。

(処分)

第8条 棚卸資産管理責任者は、棚卸資産のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものを不用品として整理し、理事長の決裁を経てこれを売却しなければならない。ただし、買受人がないもの又は売却価額が売却に要する費用の額に達しないものその他売却することが不適当と認められるものについては、理事長の決裁を経て廃棄することができる。

2 棚卸資産管理責任者は、前項の規定により不用品を廃棄したときは、直ちに振替伝票を発行しなければならない。

(実地棚卸)

第9条 棚卸資産管理責任者は、毎年度の9月末及び3月末を基準日として実地棚卸を行わなければならない。ただし、必要と認められる場合は、随時に実地棚卸を行うことができる。

2 前項に定める実地棚卸は、棚卸資産の在庫の数量を実際に数えた上で、棚卸表にその数量を記録し集計する方法により行うものとする。

3 第1項に規定する実地棚卸を行う場合は、棚卸資産管理責任者は、棚卸資産の受払いに関係のない職員を立ち合わせなければならない。

4 実地棚卸の結果、棚卸資産の数量に過不足があることを発見した場合は、棚卸資産管理責任者は、その差異の原因を調査した上で、その結果を理事長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。